

平成26年4月11日
文部科学省高等教育局長決定
(最終改正 平成30年6月29日)

「法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会」の設置について

1. 目的

平成25年11月11日付け「法科大学院の組織見直しを促進するための公的支援の見直しの更なる強化について」及び、平成30年2月22日付け「『法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム』の見直しについて」において示された「加算の考え方」の審査に際して必要となる事項について審議することを目的として、法科大学院公的支援見直し強化・加算プログラム審査委員会（以下「委員会」という）を設置する。

2. 調査審議事項

委員会は、次に掲げる事項を審議する。

- ①審査の実施にあたり必要な事項に関する審議・提示
- ②加算条件に該当する先導的取組の申請に関する手続き等の審査要綱の審議・提示
- ③各法科大学院から提出された加算プログラムを審査し、加算に該当する可能性のある先導的な取組の評価、及びその加算割合等に関する委員会としての見解を提示

3. 委員会の構成等

- ・委員会の構成は別紙のとおりとする。
- ・委員会に主査を置き、高等教育局長の指名により選任するものとする。
- ・委員の任期は原則2年間とし、再任を妨げない。
- ・委員会に、調査審議を分担させるため必要な部会等を置くことができるものとする。
- ・必要に応じて、別紙以外の者から意見を求めることができるものとする。
- ・有識者による率直かつ自由な意見交換を確保する必要があることから、審議は非公開とし、その経過は他に漏らさない。
- ・審査終了後、審査結果等を公開する。

4. 利害関係者の排除

- 委員は、以下のいずれかに該当する場合は、速やかに申し出るとともに、当該審査に参画することができないものとする。
- ・委員が法科大学院を設置する大学の役員、職員、教員等において専任又は兼任として在職（就任予定を含む。）している場合
 - ・その他、中立・公正に審査を行うことが困難であると判断される事由のある者

5. 守秘等

- ・委員等は、調査審議に関する秘密を他に漏らしてはならないものとする。

6. その他

- ・この委員会に関する庶務は、高等教育局専門教育課が処理する。
- ・その他委員会の運営に関する事項は、必要に応じ委員会に諮って定める。